一仮名日記作者として一姉小路基綱について

小川剛

生

部に居住して独立した勢力を築いており、自身も守護方や敵対する国人との抗争を繰り返した。そのために姉小路家は飛 る歌人であり、後土御門天皇と足利義政に信任されて権中納言に昇進した。一方で、その父祖は南北朝時代から飛驒国北 驒国司と称され、後には公家出身の戦国大名の一に数えられている。このように基綱は生涯を通じて廷臣と領主との両 室町中期の歌人、姉小路基綱(一四四一~一五〇四)の伝記を考証した。基綱は応仁の乱後の公武歌壇を代表す

面を併せ持っており、伝記はそうした視点から記述した。

三条西実隆・町広光らとの親しい交際から生まれたものでもあり、そこには基綱が公家社会に受け入れられ歌壇の中心と 廷・幕府に仕えて、文才をもってその権力を荘厳する役割を負った基綱には相応しい著作であるが、同時に飛鳥井雅親・ して活躍し得た素地を見出すことができるのである。 『春日社参記』と『延徳御八講記』の執筆とその意義を考察した。将軍の遊覧や宮中の法会を題材とする仮名日記は、朝 また歌人としての旺盛な活動はよく知られているところであるので、ここではもう一つの重要な文学的事蹟である、

基綱の伝記資料としてはまず活用すべきものであろう。

、はじめに

人となり、足利義尚の打聞にも参画した。家集『卑懐集』のほかにも、定数歌を多く遺し、その歌風は江戸期に至 姉小路基綱は、室町中期の宮廷歌壇を代表する著名な歌人である。公武歌会の常連であり、若くして寛正勅撰の寄

ても注目された。最近これらの詠草は殆どが公刊され、研究の条件は整えられている。(ミ) 本稿はこの基綱の事蹟を考察するものである。歌人としての活動については井上宗雄氏の研究に就くべきことは言本稿はこの基綱の事蹟を考察するものである。歌人としての活動については井上宗雄氏の研究に就くべきことは言

うまでもない。ここでは以下のような事柄を中心に取り上げた。

地方への滞在)とはいささか事情が異なるのである。基綱を扱う以上、地方史研究の成果も採り入れながら、この点(4) 半生は廷臣より領主としての面が強く、所領を守るために戦陣に身を置いた。公家衆の在国(主に窮乏による廷臣の まずその出自。基綱は南北朝時代から飛驒国に独立した勢力を築いていた、 飛驒国司家の出身である。 そのため前

を押さえておかねばならないであろう。

しておく必要もある。幸いなことに『実隆公記』紙背文書には基綱の書状が数多く含まれている(ざっと四十通にの ぼる)。基本的に身辺日常の報告であるが、しばしば長文に亘り、また真情を吐露して、読む者をして飽かしめない。 し、引き立ててくれる人は多かった。破格の昇進をなさしめた背景として、公武社会における基綱の位置を明らかに それでありながら、後半生は京都で活躍し、遂に権中納言となった。三条西実隆をはじめとして基綱と親しく交際

ところで基綱は『春日社参記』『延徳御八講記』の二篇の仮名日記を遺している。前者は将軍足利義政の南都下向

に随行した二十五歳の時の文、後者は後土御門天皇の内裏における法華八講に参仕した五十歳の時の作である。この 兼載の『若草記』跋など短い仮名文がいくつかある。

仮名文をよくしたことは歌人の延長として考えられてきた。但し、このような仮名日記は宮廷の盛儀を記念し王権

価は高くないが、当時の宮廷の内外で広く読まれるものであり、作者の払った様々な配慮を読み取ることで、 の所在を主張するものである。従って公武の権力者を称賛し、その意向が反映されるのが常で、現在は文学史的な評 て彼がその時に置かれていた立場や状況を鮮明にすることができるものでもある。こういう中世の仮名日記を筆者は かえっ

れた機会をとらえたもので、「宮廷誌」の掉尾に位置しているのである。

繰り返しとなるが、基綱の主たる事蹟は歌業であり、

伝記においては和歌事蹟も網羅されて総合的に考察されるべ

- 196 -

「宮廷誌」と呼んで考察している。応仁の乱以後朝廷・幕府の儀式は殆ど廃絶し、基綱の作品は、それが僅かに行わ

基綱の生涯の要所においてなされており、いくつかの点を線でつなげていくことで、生涯の輪郭を描くことはできる。 きである。しかし限られた紙数ではそれも困難で、また煩瑣な記述となりかねない。幸いなことに仮名日記の執筆は、

誠に粗忽不十分な記述ではあるが、今後基綱にさらに光が当てられれば幸いとする者である。

記】→尋尊、『後法興院記』→政家、等)。また引用は基本的に原文通りとしたが一部の表記を改めた場合がある。 典拠は逐一掲げたが頻出する史料は適宜略した(『実隆公記』→実隆、『十輪院内府記』→通秀、『大乗院寺社雑事

二、姉小路家と飛驒国

基綱は小一条左大臣師尹の裔である(系図参照)。 『吾妻鏡』によれば鎌倉中期の忠時 (師平) が宗尊親王に仕えて 明

し、その一帯を支配するに至った。その地は明らかではないが、子孫の拠った小島郷(現在の岐阜県飛驒市杉崎附近(8) 姉小路と号し、その子孫は関東に祗候した。忠時の曾孫家綱も室町幕府に仕え、ついで飛驒国荒 (吉)

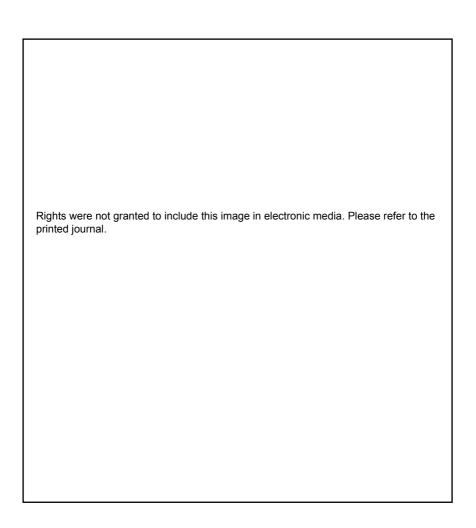
同市沼町の山城跡はその居城跡と伝える) と見られる。

ごとしくてその実態は意外に明らかではないが、このような場合の国司とは、もとより令制に定められた官ではなく、 いわば公家出身の領主 家綱は初めて「飛驒国司」と呼ばれた人物である。飛驒国司について信頼すべき資料は極めて少なく、 (大名) の自称と考えられる。

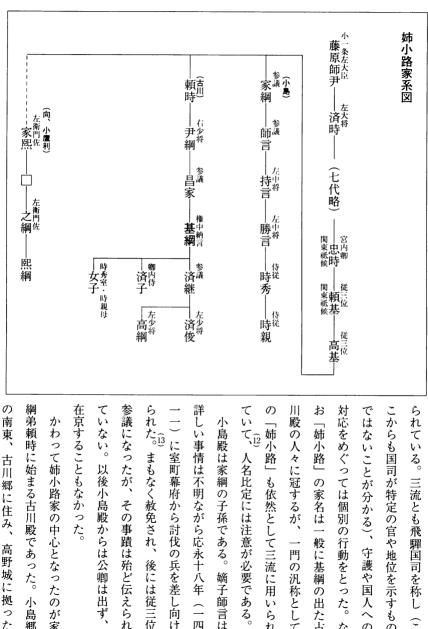
はあるが、 が、 あるいは守護方の勢力に抗して、所領を経営することには大変な困難が伴った。多くは没落して跡を絶ったのである 南北朝期にも廷臣が困窮に堪えず地方の所領に下向することはしばしば見られたが、在地の有力者(国人) 飛驒の姉小路のほか、 勢力を扶植するのに成功し、室町後期には小戦国大名化した事例が見られる。 伊勢の北畠・伊予の松葉(西園寺家支流)など、(三) いずれも一、二郡程度の限られた地域で

れており、 中国で守護の斯波氏と合戦している って永和四年(一三七八)八月二十七日に参議に昇った(後深心院関白記)。 る説もあるが、 これらの家々は、 内乱期の変転極まりない情勢に応じ、常に強大であった守護方勢力に抗して所領を守り抜く策であったと見ら それは他の公家出身の領主も同様であった。家綱も北朝から官位を叙任されており、光明法皇の推挙によ 後述するように、姉小路家の飛驒の所領は室町幕府より安堵されていたものと考えられる。 いずれも南朝に与したか、あるいは宮方を号したことがある。家綱も応安四年(一三七一)に越 (祇園執行日記・花営三代記)。そのため飛驒国司は南朝から補任された官とす 家綱の行

内にそれぞれ居城を構えた。いずれの当主も上京した時には必ず将軍に見参しており、また武家への奉仕を義務づけ (一三九○) に家綱が薨ずると、 姉小路家は小島殿・古川殿・向 (小鷹利) 殿の三流に分裂し、 古川盆地



竹内理三編『荘園分布図』上(吉川弘文館、昭50.6)より



ではないことが分かる)、守護や国人へ こからも国司が特定の官や地位を示すもの られている。三流とも飛驒国司を称し(こ

ていて、人名比定には注意が必要である。 川殿の人々に冠するが、 お「姉小路」の家名は一般に基綱の出た占 「姉小路」も依然として三流に用いられ 門の汎称として

詳しい事情は不明ながら応永十八年 一)に室町幕府から討伐の兵を差し向け 小島殿は家綱の子孫である。 嫡子師言は 二四

以後小島殿からは公卿は出ず、

後には従三位

在京することもなかった。

綱弟頼時に始まる古川殿であった。小島郷 かわって姉小路家の中心となったのが家

古川郷に住み、

高野城に拠った。

頼時の孫昌家は斯波氏の庇護を受け、永享末頃から在京し、内裏の小番衆にも組み入れられるなど朝儀にも参仕して(4)

康正元年(一四五五)正月五日正三位、五月五日に参議に任じられて出家した。

向殿はその系譜がはっきりしないが、やはり家綱の弟を祖とすると推測される。小島郷の西方の小鷹利郷を治めた。

向殿は古川殿と行動を共にしており、その在京時の代官のような立場にあった。

程度である。家綱・師言が参議に昇ったといっても、朝廷に出仕さえしていないのである。これでは公家社会におい 祗候廷臣と比較すれば低く、一応侍従から近衛次将に進む羽林家の格であるが、四位止まりで稀に非参議三位が出る は藝道に目立った才能を発揮した人は見られない。基綱があれほど和歌に秀でたのにもかかわらず、 れらは家業とした歌道や蹴鞠をもって将軍に仕え、しばしば幕府の儀礼や文教政策に貢献したが、姉小路家の歴代に 性格を変えていない。 て相手にされなかったであろう。 ぶに足る人はいない。 以上をまとめれば、 姉小路家は鎌倉時代から一貫して武家に家礼をとった廷臣であり、 纔かに忠時(師平)が宗尊親王家歌壇のメンバーであったが問題にならない。 (E) 則ち冷泉家・飛鳥井家・難波家・(六条藤家支流) 基綱の場合は昌家が多少は公家衆との交際があったからまだしもであるが、 紙屋河家などと全く同様である。但し、か 室町期の基綱の代にもその 先祖で歌人と呼 官位も他の関東 後に

三、 飛鳥井雅親との関係― 「春日社参記

|数十代泥犁にしづみはて候て、かなはぬ執心の催候」と語ったのも偽らざる実感であった。

生母の出自は分からないが、八十余歳まで長命し、明応九年(一五〇〇)に没した。 基綱は古川昌家の男として、嘉吉元年(一四四一)九月十一日に生まれた。誕生の地は京都であったと見られる。(エン) った飛鳥井雅世の

『富士紀行』などが挙げられる。

い頃の動向は殆ど伝えられていないが、まず官歴を記しておく。『公卿補任』『歴名土代』などによって知られる

場合は典拠を注さない。

康正二年

(一四五六)七月二十五日、

五位少将の時、

足利義政の右大将拝賀の殿上前駈として名が見えている

尊)。寛正元年(一四六○)正月六日従四位下、まもなく左中将に転じた(実隆、 明応五年正月十六日条紙背書状)。

文正元年(一四六六)正月七日従四位上。

として上冷泉為富・甘露寺親長と基綱が宛てられた。為富はいうまでもなく歌道家の当主、 寛正六年二月二十二日、 後花園上皇は前権中納言飛鳥井雅親に勅撰和歌集撰進の院宣を下した。 親長も永享末年以来の歌 開闔に堯憲、 寄人

歴を有しており、二十五歳の基綱は異例の抜擢としなければならない。

その辺りの事情を窺知できるのが、『春日社参記』である。この年九月二十一日、 足利義政は南都に下向し、 興福

寺・春日社に参詣した。 基綱は義政に随行し、帰京後間もなく本書を著している。

義満が至徳二年(一三八五)九月に、義教が永享元年(一四二九)九月に行っており、この先

蹤に倣ったものである

将軍の南都下向は、

満の南都参詣には二条良基の記があったらしく(満済准后日記、永享元年九月二十四日条)、ついで義持の伊勢参宮 に供奉した飛鳥井雅縁の 義満以後の将軍はしばしば地方遊覧を行ったが、その都度随行した廷臣が和歌を交えて仮名日記を著している。 『室町殿伊勢参宮記』と花山院長親 (耕雲明魏)の『耕雲紀行』、また義教の駿河下向に従

頭は次のようになっている。 ·春日社参記』はこうした随行記の系列に属しているが、ただ紀行文としては不思議な作品である。まず、

その冒

撰び奉るべきよしのみことのり侍りしにつきて、 まして今たへたる道にしもあらぬに、かゝる仰の侍るは、 る、ことわざには、 むつぶるよすがありて、難波江のあしよしをもわかず、浅香山のあさしふかしもしらねど、目にさいぎり耳にふ 「柿本の陰をしめ、 山辺の住家に跡をつぎて、敷島の道にひとり歩む」とかや、今の世に申しあひ侍るあたりに をのづから和歌の浦波たちなれ侍ればにや、このたびかの家に代々の跡をつぎて、 和歌所の寄人になされ侍るは、身にとりて重代の名にも侍らず、 唯他生の宿縁にこそと、しらぬ世のゆかしきのみにぞ 敷嶋の歌

跡として」とは言うが、曩祖の師尹・済時の名を出しているのはいかにも遠く、 わることになった名誉を謙抑した筆致で述べている。そのすぐ後では「小一条左大臣・済時の大将などのはるかなるの。(麋螳螂) かえって「身にとりて重代の名にも

まず歌壇を独歩する宗匠雅親を讃えている。そして自らは雅親に認められて和歌所の寄人となり、

侍るや

もとある杉」(古今集・雑躰・旋頭歌・一○○九)に基づくが、同時に古川郷について述べたものであり、 くて侍りしを、おもひの外なる事あれば、そのよしを歎き申せしに」とある。傍線部は「はつせ川ふるかはのへに二 不遇と窮乏について度々言い及んでおり、「久しくしる所、ふる河野べの過ぎにし年をへて、さまたぐるゑびすもな ろ人のさうぞくなどのきらくくしき、まねびたてんも言の葉たるまじければもらしつ」と省筆している。 して、本来このような仮名日記が力を注ぐべき、路次の接待の設けや、供奉の人々の行粧については、「道すがらも よりて召しなかりし」といい、 侍ら」ぬことが確かめられる。 ついで話題はようやく南都参詣の企画に移る。雅親が当然随行の員に加えられるべきであるのを「此の度の撰歌に 急遽基綱が召されたという。 かわってその弟で養子の雅康が参仕すべきであったのが、これも俄な服喪のために参 飛鳥井家の人々については、やや過剰と感ずるまで動静を書き込んでいるのに対 なお自らの 基綱在京

諸人東西馳走以外事也、

禁裏御物等大略被進置御室云々、

希代事也」と、

京都の情勢は頗る険悪であった。

しかし義

もとより

島殿との対立が背景にあったらしい。 (20) 威であった。この時は守護京極氏の被官となった三木氏 の隙をついて、 この頃在地に思わぬ混乱が生じたものらしい。具体的な事情は不明であるが、 (益田郡竹原を本拠とする国人) の北飛驒への進出 守護方の勢力は 常に脅

度である。二十六日には私的な法楽として「南無春日大明神」十三字を冠字に置いて和歌を詠んだ。「ただ天の下し 宝蔵のふるき宝物ども多く御覧ありけり」と勅封の正倉院御物を見たこと、二十七日の若宮祭礼の記事が目を惹く程 の夜風流の延年とかや侍りぬ。そのつぎの日やがて御社参あり」といった調子である。二十四日に「是にて東大寺の こうして出立となるが、 将軍一 行の南都巡礼の記述は簡略で、 「廿一日酉の刻ばかりに一乗院につかせ給ひて、そ

づかに君が代をながく久しく」そして「数ならぬうき身をうれへて、行すえを神にまかせて」との思いからとい きものをと、 帰路は往路に比すればやや詳細であるが、またしても「あはれ宗匠のまゐらば仰られかはす一節ども、 まづ思はる、こそ、 例の門弟のかたはしなる心のもよほしなれど、 をこがましきや」と、 雅親の不参 おほ

を改めて遺憾とするのである。

力を示す機会と考えていたかも知れない。しかし、義満や義教の盛儀はもはや昔語りであった。幕閣の対立は激化の て結ばれる。 途を辿っており、 こうして『春日社参記』は「おさまれる代のめでたき事のみぞよろこばしき」と、 恐らく義政に献上されたものであろう。 **『晴富宿禰記』** 寛正六年九月十九日条には「今度室町殿春日御社参御留守間、 実際、義政は義満や義教の例にならい、この南都参詣を将軍の 道中の無為と泰平の世を祝言し 定□謂 可為乱世

は拱手傍観するばかりで、南都参詣も現実から逃避したとしか言えないのである。

『春日社参記』はそのような危機的な状況を直視する作品ではなく、またその必要もなかった。

本作は飛

った。 の寄人となったのもその縁からといえる。応永二十四年生の雅親は基綱より二十四歳の長、正しく親子の年齢差があ 仕を記念して『ぬししらぬ物語』を執筆している。基綱はいわば雅親の右筆のような立場にあったのであり、 の関係する行事の記録者(多くは仮名記)となってきた歴史があり、(ミュ) 鳥井雅親にかわって義政の参詣を記録し、ひたすら天下の安泰と勅撰和歌集の成就を祈った作品であろう。 伝統に叶うものであるが、あくまで飛鳥井家との縁によって語る姿勢をとっている。飛鳥井家にはこうした室町将軍 雅親もまた前年の仙洞三席御会始には義政の参 和歌所

四、守護方との抗争―『小島のすさみ』

応仁元年(一四六七)五月、足利義視を擁する細川勝元と、義尚を支持する山名持豊の間で戦端が開かれ、遂に大

義政の室町第に同居することになった。

乱が勃発した。

後花園上皇・後土御門天皇は勝元に迎えられ、

削を仰いでいる。 家が薨去している。公宴などは殆ど無い時節であったが、基綱は歌道の習練に励んだらしい。頻りに詠歌し雅親の添 た。基綱も焼け出され、東坂本に避難した。仮寓での生活は長期に及んだ。この間文明元年(一四六九)秋には父昌 六月十一日、 雅親邸に置かれた和歌所も兵火に罹り、遂に二十二代勅撰和歌集の撰集作業は中止のやむなきに至っ

れ 頼った。このため東西両陣営がそれぞれ将軍を擁して幕府も二つに分裂した形となったが、早くも戦争の目的は失わ 応仁の乱は当初から諸将の去就定まらなかったが、応仁二年十一月には義視が義政・勝元のもとから逃れて持豊を 以後京都では散発的な戦闘が続くのみであった。むしろ地方で守護と有力国人との、あるいは守護家内部の抗争

を再燃激化させる結果となった。

のは守護代斎藤妙椿であった。武勇と富強をもって知られた妙椿は、膠着状態に陥った戦線を決着させうる存在とし 飛驒の守護京極持清は東軍に参じたのに対して、美濃の守護土岐成頼は西軍に属した。在京して戦う成頼を支えた

て、東幕府からも熱い視線を注がれたのである。

文明二年十二月、妙椿は二条良基の『小島のすさみ』を贈られている。宮内庁書陵部蔵 〔江戸前期〕写本 (架番号、

五〇一・七四八)の本奥書を掲げる。

依持是院法印權於僧郡見索、不省春蚓秋蛇之嘲、終書功矣、

右本者、後普光園摂政殿述作也、以彼真筆本腳本臨写之、校合之、尤可謂証本者歟、

文明第二之暦蜡月上浣 左近衛権中将藤原朝臣判

かきをきしむかしをきくも君がすむ国におさまる道はありけり

る_{。23} 後述する妙椿との親交からもまず確実と思われる。 当時の基綱は東幕府に祗候し、義政の詠草を清書したり跋文

妙椿の求めに応じて本書を書写した「左近衛権中将藤原朝臣」が基綱であることは既に伊藤敬氏が推定されてい

を付したりすることが多く、これも義政の意を受けたものかも知れない。

有名である。しかし『小島のすさみ』を書写させたことは、必ずしもそういう文雅の心から出たものとばかりは言え ところで妙椿は頗る文事を好み、多くの典籍を集めた。一条兼良をはじめ京都を逃れた廷臣が妙椿を頼ったことも

『ハ号)』、4』よ胃日にきしま)に、ここに、ハニない。これには極めて現実的な事情があった。

美濃国小島行宮に参り、やがて迎えに参上した将軍尊氏父子に警固されて京都に還幸するまでの出来事を扱い、『源氏 「小島のすさみ』は関白二条良基の作、文和二年(一三五三)七月、南朝に追われて蒙塵した後光厳天皇を追って

物語』など古典を踏まえて優美な仮名文で描いた紀行文であるが、朝廷と幕府の合体による王権回復の物語として執 かつ読み継がれた。将軍家に良基自筆本が蔵されていたことも、そういう成立事情を思えば肯ける所がある。(ミミ)

戦乱が引き起こされたこと、天皇が内裏を離れたこと、廷臣が地方に流遇したこと。さらに文和の山名時氏は所領問 ところで『小島のすさみ』に描かれた文和の昔は、文明の今と奇妙に符合する点が多かった。幕府の内訌によって

題から幕府から離叛し南朝に与して京都を攻めたのであったが、文明の持豊も後土御門天皇をいただく東幕府に対抗 美濃国を事実上支配する妙椿にとって、『小島のすさみ』は過去の歴史であると同時に、まさしく現在を映し出す 南朝の末裔小倉宮の王子を西幕府に迎えたのである。 (空)

後光厳天皇を迎えたのはこの国の守護土岐頼康であった。基綱が書き添えた歌は明らかに妙椿に対する挨拶であり、 書物であった。妙椿が本書を読もうとした動機はそこに求められるし、 『小島のすさみ』の内容を踏まえ、美濃国において王権が回復した故事に倣い、東幕府への協力を求めようとするも い。『小島のすさみ』は衰退した王権が美濃国で復活するという構造を持っている。ところで、小島に行宮を営んで 義政の側もまたそのことを意識したに違いな

ただし当時の戦況は文和より複雑であって、 以後も妙椿は東幕府との連絡を保ちつつ、西幕府支持を続けてい

さて応仁の乱は基綱の足許をも大きく揺るがすものであった。かねて古川郷は国人三木氏の押妨にさらされていた

その影響力を温存しようとしたものであろう。

ことは述べたが、この頃、 守護京極高清と守護代多賀出雲入道は美濃の斎藤妙椿とも連絡を取りつつ、三木氏をして

文明三年二月三日、 基綱は雅親とともに故後花園院の焼香のため聖壽寺を訪れているが (親長)、その後守護方の を申し上げます。このまま静かに過ごされるなら、

近江勢のことも何とか致しましょう。どうか御意向をお聞かせ下

基綱・之綱は意気上がって飛驒一国をも制圧せんとする勢いであった。驚いた京極高清らは北近江の兵を動員せんと 妨害をかいくぐって飛驒へ下向した。そして八月七日、 向之綱とともに三木某(久頼か)と合戦、これを敗死させた。

し、妙椿の援軍も乞うたのである。

ので以下に紹介する

この時妙椿が基綱に送った長文の書状がある。(3) 応仁の乱研究上、著名な史料であるが、 基綱の伝記にも欠かせない

に警告を発する。このまま要害を固め、調子に乗られず自重なされよ。そうすれば美濃勢の出兵は遅らせましょう。 まず京極氏から加勢を求められていることを告げ、「貴殿様御事、多年申承之間、不残心中申入候」として、

戦場でお会いして命のやりとりをすることは好みません、と。さらに、

只御本領を無相違始終御知行候で、 る事にて候へ共、恐ながらやう~~事を御すごし候哉と無勿躰候、但是非共ニ御生涯を被捨、 其様の御事も、 御あてがいの其子細も候ハヾ、不及申入候、当国勢罷立候べき事、 恐なから一国を悉きり御したがへ候とも、更本はあるまじく候、 天下の落居を御覧じ合候はんずる事可然候哉、 旁非本意候間、 又いかやうの儀も可出 今度三木間事も、 此時御進退を可被 内々案内を申入候、 御高名はさ

悟でいるなら何も申しませんが。当国の軍勢が出陣することはどちらにしても本意ではありませんので、 の御武名はなるほど見事でございましたが、恐れながら少々やり過ぎであったかと存じます。 とが起きるでしょうか。 御領地を安らかにお治めになるのが上策ではないでしょうか。今回三木とのことは、 ただ生涯を賭ける御覚 内々に事情

とある。この段の大意は「憚りながら、あなた様がたとえ一国を従えたとしても、土台がないのですから、どんなこ

このま、先御しづまり候ハ、涯分江州辺之事も申合候て、廻計略候て見参らせ候哉、

御報二可示給候哉

さい」といったところであろう。

りかける。雅親の名を出すことが効くと踏んだのであろう。 椿を訪れて基綱のことを頻りに案じていたとし、是非皆で一緒にうちとけた話をしたいものです、と一転穏やかに語 残念でございますと諫め、また「去七日より数日飛鳥井大納言殿これに御入候、御うわさのみ候つる」と、 御身もちにては口惜次第たるべく候」と、和歌所の寄人に撰ばれた程のお方が「平仁」(凡人)のようなお考えでは 以下は要約して紹介すると、「さても和哥所の御人数、是又人をこそ撰もてきたる事にて候らめ、かたど~平仁の

に数段上手であった。 れた面影を髣髴とさせる。 基綱の飛驒一国をも支配せんとする姿勢には、もはや下向公家の悄然たる面影は窺われない。しかし妙椿はさすが 懐柔と恫喝とを交えつつ、基綱の撤兵を求めて断固たる決意を秘めている。乱世の梟雄といわ

その後どうなったのかは記録がないが、十月十七日には基綱は京都で山科家の使者と面会しているから 妙椿の説得に従い軍を引いて京都に戻ったものであろう。 (山科家礼

動向を伝える資料は乏しくまた断片的であるが、五年十月十一日には妙椿の書状が南都にもたらされ「飛驒両国司被 抗は続いたが、八年には守護方の援助を受けた小島殿が基綱の影響力を排除するに至った。 払国中、 五日条によれば基綱は飛驒への下国を企てており、以後十年春まで六年の間、基綱の姿は京都から消える。 しかしそれも束の間、 京極悉以為守護」(尋尊)と報告する。京極氏によって基綱・之綱は国から逐われた。この後も基綱方の抵 再び守護方との合戦となり、今度は小島勝言とも争うことになった。同記の文明四年十一月 この間

陣の労苦にもかかわらず不本意な妥協を強いられた格好となったのであろう。 九年十一月、京都では西幕府が解散し、大乱も終息した。この頃基綱は勝言と和与して上洛したらしい。 多年の戦

親が生まれている。 条)。基綱は古川の旧領にあわせて小島殿領をも知行するようになった。やがて時秀は基綱女を室とし、(※) 基綱にとって幸いであったのは、勝言が十三年頃に幼児時秀を遺して早世したことである(尋尊、 以後、 基綱・済継・済俊の三代五十年ほどの間は、飛驒に大きな混乱が伝えられず、その支配も 同年五月三十日 その間 時

五、公家社会における位置

安定を得た如くである。

頃『百番自歌合』を編んだ。一条兼良が判をし、八月十一日に兼顕に見せている(兼顕)。 た勅命で『新千載集』『新古今集』を書写し数本で校合した。既に歌人として遇されていることも注意される。この(ミメ゙) 顕の続三十首に出題し、四月二十八日徳大寺実淳の続五十首で講師、といった具合である(親長・実隆・兼顕)。ま を見せている。試みにこの年について挙げれば、三月二十一日甘露寺親長の会に出たのを皮切りに、二十六日広橋兼 基綱が再び京都に現れるのは文明十年(一四七八)である。戦陣の憂鬱を晴らすかのように、たちまち旺盛な活動

なくてはならぬ存在となっていく。多くの古典籍の書写にも携っているが、その考察は別の機会に譲る。ここでは文

乱後の後土御門天皇内裏の和歌・連歌・和漢聯句の会で、

あるいは義尚の室町殿の和歌の催しで、

こうして基綱は、

明・長享・延徳・明応の公家社会における基綱の位置について考えてみたい。

あったが、次第に実隆の才能を認めて心を許したようで、基綱の文学的業績には実隆が殆ど何らかの形で係わってい 速に親しくなっていった。基綱が十四歳の年長で、しばしば詠草に批点を加え、連歌でも先達として仰がれる存在で 三条西実隆との交際が始まったのは帰京後である。実隆記には文明十一年三月二十日に基綱が訪問したとあり、

る。 0) 『両卿明月論十五首』、あるいは延徳元年七月の『基綱室逝去之哀傷十首』の如く、しばしば散文と和歌とを合わ 両者は度々詩歌を贈答したり、あるいは一緒に定数歌を詠んでいるが、注意したいのは、文明十八年八月十四日

せた贈答を試みている点である。

綱には附託に堪える識見と、 は行動せず(むしろ向背の気配さえあった)、実子雅俊も未熟なため、老年の雅親は基綱を頼ることも多かった。 とともに追いかけた 飛鳥井雅親も健在であった。ところで十四年二月四日には雅康が突然近江坂本に出奔する椿事があり、 (長興宿禰記)。結局雅康は説得も聞かずに出家してしまう。 他の公家衆にはない行動力が備わっていたためであろう。この関係は延徳二年十二月の 雅康は必ずしも雅親の期待通りに 雅親は基綱 基

また政家記によると、 家礼をとった訳ではないが、 近衛殿にはしばしば出入りしている。 政家の後室は雅親の女で

あった

雅親の死まで続いた。

っている。3 釈できるが、 をとった人は見出せないのである。通秀記の長享二年二月二十六日条に基綱が雅親邸五首歌会を沙汰した記事があり 其後湯漬有之、 それから甘露寺親長・中御門宣胤・中院通秀とも親しかった。親長の月次会のメンバーであり、 日記で多少批判がましいことを記していても、 容貌は申し分ないが挙措はうるわしくない、 次第及乱舞、 長興入道壽官一座取拍也、 招(基網) 実に頻繁に往来があった。公家社会で基綱を拒否する姿勢 というものか。 眉面雖無子細、 明応五年 手足不優美」とある。いろいろに解 (一四九六) 六月二十七日、 通秀の蔵書を預か

年三月二十九日、 後土御門天皇は基綱に眼をかけていたらしく、 家の極官である参議となった。「基綱卿八座事、尤早速歟、 昇進も順調であった。文明十年八月十六日に従三位に叙され、 卌歳歟、 雖無上首、 我家之極官也、公

盗賊が入ったが、うち六人を斬ったという(政家)。

院号定があった。基綱も参仕したが、「基綱卿疎相也、 夏季熈等朝臣致競望之處、 日になって参議の慶を奏して着陣した。その日は天皇の生母藤原信子が嘉楽門院の院号を宣下され、先だって殿上で 無勅許、 被閣理運之条如何」(宣胤)と、早過ぎるとの批判があった。十三年七月二十六 人々進退等不甘心、皆無口伝也」(通秀)とあって、 公事に不

案内なさまが露顕してしまっている。十七年四月十一日正三位。

十六日に実隆に送った書状 かったが、 当時は節会・叙位除目を筆頭に、主立った朝儀は殆ど中絶を余儀なくされていた。基綱の不面目はあまり目立たな ねんごのつきたる竹皮冠の外不所持候、 か、る時節八座現任にても候へば、いかなるこぼれ幸にもいづれの一役をも勤候はでと存候へども、出仕具、じ 昇進の願いも強く、そのためには公事に参仕して何かの役を勤めなければならなかった。 (実隆、 同年十二月二十七日条紙背)では、翌春久しぶりに節会が再興されると聞いて、 白馬・踏歌も不定にて候へば、 何事もよしなき執心、これぞ山 延徳元年十二月 上の山

と諧謔を交えつつ、 を雪ぎたいという、 廷臣としてはごく当たり前の執念から出たものであった。 節会に参仕せんとの希望を語っている。 それは「泥犁にしづみはて」た家を再興して先祖の `恥辱

北小路末の所謂出雲路にあった。ところがこの邸は明応四年七月四日の大火で焼亡する。清書を命じられていた 移徙事宜在所也、 路の家名は当時の邸の所在に因むものではない。 撰莬玖波集』 ところで基綱の邸であるが、父昌家の時から洛中に宿所を持ち、それを相続したと思われるが確かではない。 七月十九日・九月十五日条)。一方、 を焼失したのもこの時である。 「下次相賀者也」(実隆、長享二年七月六日条)とあり住居を構えたことが分かる。 済継は下冷泉邸の隣地を占めた しばらく三条西家の近隣に仮寓したが、まもなくもとの出雲路に戻った 京都に戻り十年ほど経って「帰路向姉小路許、 (元長、 文亀三年六月二十日条)。この 近日聖壽寺裏点一字、 当時の聖壽寺は 新

邸は正親町北、東洞院東にあり、同じ区画には下冷泉邸のほか、万里小路・鷲尾・三条西などの家があった。

家衆とは殊に親しく交際し、姉小路家が公家社会にすっかりなじんだことを示している。

であろうか。詳しいことは何も分からないのであるが、いささか推測してみたい。 基綱・済継が基本的に在京して廷臣としての勤めを果たしていたとすると、飛驒国所領の経営はどうなっていたの

飛驒国司の三流は在地の有力者を被官人として取り込み、それぞれ家臣団を形成していた。古川殿の被官について

は、 基綱の代には殆ど具体的な所見はないが、彼らが年貢の徴収・京上を担当し、主人の在京生活を支えていたので

ある。

輩銚子事有之、近日彼官人令下国、仍其儀也、先一首有当座、酒宴及暁天了、連日沈酔無術々々」(十一月九日条)、、、、、(蔥)、、、、 中酒及数盃、各沈酩及哥舞、各不可説之為躰也」(十月二十二日条)、そして「晩頭向姉小路許、今日近辺之衆其外数 嫡孫の済俊の代には、被官人が上洛する毎に姉小路家で公家衆を接待することがしばしば見えている。たとえば鷲

長瀬筑後守勧一盞」とあり、長瀬某がその被官人と見てよい。

当年の年貢を京上してきたもので、その歓送迎の宴である。十月十八日条には「午後向姉小路許、

有連哥会

ろう。 それにしても近辺の公家衆は姉小路邸の朝飯に預かることが頗る多い。そうした「振舞」は他にも様々あったであ いかに家領が多くあろうとも、 京都に居住してこれを支配することは摂家でさえ無理な世の中であったから、

辻公音・中院通胤・高倉範久・中原師象ら当時の錚々たる廷臣が揃い、隆康などはわざわざ高野川の橋まで見送って のであろう。大永七年八月、済俊は初めて飛驒に下向したが、その送別には甘露寺元長・四条隆永・下冷泉為孝・四 たとえ一箇所でも独立した所領を維持した姉小路家は、その経営さえ安定すれば、経済的にはかえって恵まれていた

はあり得ないことである。基綱にも同様の事情を想定してよいと思う。 は異常である。また済俊は大永三年正月十九日の和歌御会始(年始会)に十八歳の若さで加えられている(二水記)。 名残を惜しむ程であった(言継卿記・二水記)。いまだ弱冠の少将が所領に下向するのにこれほどの宴が開かれるの いかに基綱・済継二代の跡とはいっても、 やはり上述の如き、姉小路家の相対的に恵まれた状況を考慮に入れなくて

六、三条西実隆・町広光との交友―『延徳御八講記』

度に満たない。鎌倉期以後には文永七年(一二七〇)、元応二年(一三二〇)、応安三年(一三七〇)、応永十二年 内裏では天暦九年(九五五)に村上天皇が母后藤原穏子のために宸筆法華八講を行っているが、それ以後の開催は十 日から三十日まで、 後土御門天皇の生母嘉楽門院は長享二年四月二十八日に七十八歳で崩御した。三周忌に当たる延徳二年四月二十六 内裏では法華八講が催された。法華八講はいうまでもなく『法華経』の講説を核とした法会で、

基綱は仮名日記を著している。これが『延徳御八講記』である。

延徳二年の法華八講については様々な記録があり、大日本史料の第八篇之三十六に収録されていて参照に便利であ

(一四〇五)

の四度がある。

作品は三人称をとって書かれているが、 基綱の作であることは、実隆記の同年五月二十一日条に、

とあるので明瞭である。 抑今日今度御八講仮名記基綱卿書之、 基綱の記に続けて実隆が跋を記し、さらに御製の長歌を乞うたことが分かる。こうして完成 件奥御製長歌可続加之由予和讒、 聊載跋詞、 一巻持参之、

た記をこの日叡覧に供したのである。

無題の記で単に「禁中御八講記」といったらしいが、本稿では群書類従に採られて通用している「延徳御八講記」を ねの日記或目**ぬかっきのH記」となっている(これは賀茂真渕が「衣かづきの記」と名付けたのによる)。しかし本来は 扶桑拾葉集巻第二三あるいは群書類従釈家部・巻第四二八にも収められて流布している。前者は内題が「しらかさ

用いる

東院僧正兼円のもとにあった基綱自筆の「中書本」を写したものであるという。たしかに本文は初稿の形をとどめて に書写した厖大な典籍のコレクションである。この『習見聴諺集』所収本は誤脱のない善本であるばかりか、 過程を反映したものと認められる。 『習見聴諺集』巻第二所収本である。言うまでもなく『習見聴諺集』は、興福寺光明院の学僧実暁が永禄・天正の交 伝本は多い。特に異本というべき本はないが、写本は三系統に分たれる。いずれも基綱自筆本に発し、本文改訂の 『延徳御八講記』を考える上で最も重要な本である。以下、この本によって引用する。 詳しい考証は別稿を用意しているが、ここで注目されるのが、 興福寺国宝館蔵 興福寺

それでは簡単にその内容を紹介する。

録文書も失われ「たかきもいやしきも朝儀の偏にみし世にかへり、武運のおなじく末の世をたもたれん事をのみ神に ことになったとして、天皇の孝心厚きこと、宸筆法華八講は邂逅厳重の儀であることを説く。応仁の乱後は諸 も仏にも祈りうれへて」いたので、この度の御願は誠に尊く意義深いことと強調する。 基綱の記は三部に別れる。最初に序文風の導入部があり、 延徳二年四月が国母の三回忌に当たり法華八講を修する 家の記

大寺実淳の作進した次第をそのまま和らげた如くである。上卿・奉行の撰定、日時定・僧名定・願文の清書に触れて ついで主部である法華八講の記録に移る。まず清涼殿東面が宛てられた道場の室礼を解説する。これは行事上卿徳

いる

皇の賢慮からいずれも省略されたとある。しかし、宸筆経を用いない法華八講は前例が無かった。 女院の正忌で、 れる問の内容をいちいち記しているのは仮名日記では珍しい。以下、 ひを叡察あるにも、 そして第一日 **宸筆の儀式にていよく~厳儀をつくされん事、** 五巻の日であるから本来は薪の行道があり、諸人も捧物を献ずるべきであるが、「すべてこの度の御 (四月二十八日)の記では、着座した廷臣の進退を記すのは例のことであるが、 今の世には不相応の事とや、省略の儀多かりき。これ猶御懇丹のいたりふかきなるべし」と、天 諸家の捧物、 群臣の染装束いしくくよろづに世の費、 毎日の式次第は共通している。 朝座 第三日の中日は ・夕座で発せら 人のわづら

し方のない事であり、 - 学宗の法灯もいまよりぞ猶か、げそへぬべくをしはからる、」と教学中興を期待させるとする 五日間の儀を記した後で、今回の八講の開催の意義を長々と説いている。さまざまな省略異例も困難な情勢では致 むしろ時勢に叶うことを強調する。今度の儀は四ヶ大寺の学僧が論義を尽くした稀有の機会で、

そこから転じて天暦九年の内裏法華八講では九条右丞相藤原師輔が上卿となり、また慈恵大師良源も講師として参

人々も聴聞したことに触れる。最後に伝奏の勧修寺教秀、 た日野富子・将軍義尹からも御訪があり、近衛政家以下の摂家衆、 勤したことを回顧し、現在の摂関家・清華家いずれも師輔の子孫であり、 「むかしの師壇の御契朽せずして君臣相待の宿因とも成り給ひにけるにこそ」という一種の王法仏法一如を見る。 奉行の広橋守光らの精勤をたたえる。 あるいは伏見宮・梶井宮・皇姉安禅寺宮ら顕 天台の法流もみな良源から出ているので、 とりわけ守光が若く ま

未練であるために実父の町広光が「立ちそひ、さながら申沙汰の躰にて、一事の違乱もなく催したて、」滞りなく結 願したので、「何事も神妙に申沙汰のよし」仰せがあったと、 その働きが絶賛される。

これが実隆が仕組んだことであることは先に見た通りである。 さらに実隆の比較的長文の跋があり、 仮名記を著した意義を明らかにし、さらに天皇の女院を追慕した長歌が続く。

内裏や院御所での宸筆法華八講は、公家社会をあげて奔営する盛大な行事であり、祖先祭祀の儀礼として王権に直

結するものであった。室町時代には公家として宮廷に出入りした将軍の参仕も見られた。

この法華八講には最早武家の関与は見られず、将軍義尹はわずかな御訪を送っただけであったが、それでも、

は、まづ朝家の御事をさきとせらるゝは、規範なるにとりても、等持院贈太相国、後光厳院の朝に仕へさせ給ひ 将軍家よりも御八講の中日にや、被物料さるべきさまにてまいらせらる。昔より世のかため国のまもりとなる人

こさる、は、めづらしからざる事にや。 て、皇統もこの御流、武門もこの御一流をと御契約ふかく定めをかれぬるよりこのかた、鹿苑院の入道おほきお とゞよりは、ことにおりたちよろづにむつまじく、臨時恒例の公事までも参勤し給ひて、今にそのおもむきをの

もその現れとする。これは良基の『小島のすさみ』が後光厳と尊氏との「御契約」の物語として読まれていたことを るゝ」ものであり、尊氏が後光厳天皇に仕えて王家も武家も一流と定めたこと、義満が積極的に朝儀に参仕したこと 想起させる。良基の仮名日記はいずれも、宮廷行事を描きつつ、幕府将軍を宮廷の中に定位せんとしたものであっ 将軍の芳志を特筆している。「世のかため国のまもりとなる人」つまり武家の棟梁は「朝家の御事をさきとせら

う最たるものであろう」と言われるように、法華八講は主催者の威光、あるいは主催者と参列者との関係を視覚的に ところで「日本の古典文学に記された数々の仏事・法会の中でも、法華八講(十講)は、視覚的・聴覚的想像を誘 た。この面では基綱の記は良基の記を継承しているといえる。

がための記録が多く製作された。それらはしばしば仮名日記や絵巻の形をとった。そのことについては実隆の跋文が とらえる場であった。こうして公家日記とは別に、その開催を記念し宮廷の内外にいる読者にその厳儀を知らしめん

今この法会の儀式も、 識達の人々、 名僧の家々、定めて昔今の故実を存じ、 行末の規範となるばかり、

簡要を尽くしている

じめて、採菓汲水のありさま、 とあらまほしく、 るしつくる所、数なく侍るらめど、をろかなる目にはふれがたく思ひ給ふるに、この記録の出できぬるこそ、 めでたき事に侍れ。文永の仙洞にて、宸筆の御講ありしをば、 行道舞楽にいたるまで、ことぐ~く丹青にうつしてなにがしの宝蔵におさめられ 亀山の勝概、 鵝王の荘厳よりは

けるとか。その時の事にこそ、 あまさへその舞のくつをはきたる、興あることにしるせり。 隆親の大納言は、よはひをかへりみたる捧物にや、採桑老のぼうしを杖につけた かの絵の詞こそかなにて侍りしかば、少年の程

おかしく覚えしことの、いま思ひ出でられ侍りぬる。

言四条隆親が意匠を凝らした捧物を献じた場面が誠に印象深かったと述べる(その場面はさらに『増鏡』あすか川に 描いた絵に言及している。この絵は当時著名なものであったらしい。実隆は幼少時これを見て、後嵯峨院近臣の大納[38] 実隆は行事を漢文ではなく仮名で記すことの意味を説き、文永七年十月、 後嵯峨院が亀山殿で行った宸筆法華八講を

満は自らの薪の行道に従う様子を屏風に描かせた また応永十二年四月、後小松天皇の内裏で行われた宸筆法華八講は、事実上は足利義満が主催したものであり、義 (教言卿記、 同年八月三十日条)。『延徳御八講記』もこうした法(%)

も語られている)。ここには宮廷行事を題材とした仮名記と絵との関係も示唆されている。

華八講をテーマとした仮名日記・絵の流れを汲むものである。

いて、 る八講の記録は、 本書が宮中の法会の記録として後世にも注目されたことは写本の多さからも分かるが、但し主部である五日間に亘 一師記 の原文を引用して考証するなど、仮名日記としてはこなれていない感もある。執政として朝儀復興を いささか平板であることは否めない。 全体に漢語の使用が目立ち、 願文の清書を担当する公卿につ

先頭に立って主張し、 自ら儀式をプロデュースした二条良基の仮名日記と比較すると、一層その感が強

見た通りである。 実隆の跋はそういう基綱の記の空疎さを補っている。そもそも基綱が朝儀の故実に頗る不案内であったことは既に 他の日も内々に参仕していた可能性はあるが、第二日から第五日にかけての記事が臨場感に乏しく、 故実家としても一世を圧した良基とは懸隔がありすぎる。基綱が八講に参仕したのは初日のみであ 殆ど別の記

録か次第の引き写しと見られる。基綱本人が何度か筆を加えているのもこのことと関係するであろう。 『延徳御八講記』は、これまでの仮名日記とは少し違った読み方をしなくてはならないであろう。

最後に触れられる、 町広光への称賛が鍵となる。この八講を事実上申沙汰したのは広光であり、また広光と頗る親し

廷臣として有名であり、二人が朝儀の中心にいたと称して大過なかろうと思われる。それでも良基の如き執政ではな かった実隆であった。かねて実隆は広光とともに、内裏法華八講に関する記録を集めていろいろと先例故実を探って せたものではないか。様々な資料の提供を受けたであろうし、事実二人の協力がなくては執筆は不可能であった。 いから、 後土御門朝において、 実際はこの二人が法華八講を企画し経営していたと言ってよい。『延徳御八講記』は二人が基綱に勧めて書か 自ら企画演出した法華八講を、自ら賛美しつつ記録に遺すことはさすがに憚られたのであろう。そこで基綱 いかに実隆の学才が重んじられていたかは記すまでもないが、広光もまた有職故実に通じた

基綱は仮名日記の著作には多大な関心と経歴を有していたのであるから。その意味では当代においては文章をよくす このことは基綱の文才を否定するものではない。『春日社参記』が現存する一事をもってしても明らかなように、

明応五年正月十七日と思われる書状 (前掲)で、実隆から送られた和文の著作に感じて、次のように語っている。

る人として基綱の右に出る者はいなかったであろう。

の登場となったのではないか。

これがいかなる著作かは、 か にて無厚味候、 将亦此一卷賜候、 出雲路の相公の筆候歟、 又聖道鼻孔の書作は教学のかたはおもふやうに候へども、 端つかたみて候、 前後の実隆記によっても明らかではないが、 是程の物、ちかく耳目にふれ候はず候、 あなく、殊勝美麗候哉、 近比の物にて候、 なんらかの処世の教えを説いた書物であるら 必抛万障馳筆候て、 儒林之材手づゝに候、 禅侶叢林なとかき候物はもんきん 此御本ばかり可返進 これは源恵法印

るのは時代相としても興味深いし、そして実隆に対しての冗談とはいえ、 義を積極的に述べた主張として注目されるし、 いた一証となろう。 相公」つまり基綱が書いたのではないか、と冗談を飛ばしたものであろう。仮名文の作者といえば玄恵の名が出てく である、 最近の禅僧の書いたものは「もんきん」で厚味が無い、儒者の著したものは「手づゝ」(こなれていない様を云)(生硬な様か) そうすると前年に九条尚経に嫁いだ女保子のために実隆が記した女訓書『仮名教訓』ではないかと想像され と言い切っているのは、 ともあれ右の書状は、 なかなか痛快である。傍線部は、 実隆が またそういう考えを持っていた両者の交流から 『延徳御八講記』 の跋文で述べていたように、 この著作はかの玄恵法印、 基綱が仮名文の製作に相当の自負を有して 『延徳御八講記』 仮名文で執筆する意 あるい は 出 が生 雲路

七

おわりにし

-晩年と終焉

まれ出たことを物語っているように思われる。

なっている。父の名を辱めない歌人であった。ただ、済継の成長にともなって公武社会における交際も拡大し、それ (一四九二)六月六日に還任し、三年正月六日には従二位に叙された。済継も五年正月十五日には従四位下左中将と 五十歳を越えた基綱はいよいよ歌壇での声望が厚かった。 延徳二年六月三十日に参議を辞したが、 すぐに明応元年

が家計を圧迫したようである。八年十二月、飛驒国の飢饉が原因で、基綱は済継を残して下向した。政家記に、

姉小路宰相父子来、 近日知行在所飛驒国へ可下向云々、当年知行分以外不熟間、堪忍儀不可叶間在国云々、

臣可在京云々

とある。厳寒のなか老母や子供を連れての道中は難儀を極めた。

在国中もしばしば都から音信があったが、文亀元年(一五〇一)十一月五日の実隆への返状はとりわけ長文であ

前年崩御した後土御門院を悼み、都を恋しがり、老と病を悲しむ。それでも済継・済子(卿内侍) の将来を案じ

て実隆の庇護を願い、 権中納言昇進の勅約をとりつけながら上洛が果たせないことを繰り返し歎いている。上洛の希

望を捨ててはいなかったが、「縦行路の資ばかりをは民間を責伏しても自然構出事候とも、

苦難を活写してこれにまさるものはないであろう。附録として翻刻したので参照されたい。

もはや京都で廷臣として活動する資を得なかったことを物語る。

借用新造共不可事行候」とあるのは、

永正元年 (一五〇四)

あった。実隆はただちに室の妹新大納言典侍勧修寺藤子を通じて基綱の昇進を内奏した。 後柏原天皇は上洛を待って

閏三月十六日、実隆は基綱の病篤しとの報に接する。今年六十四歳で、もう正体無い

との考えであったが、懇願に動かされ、この日のうちに十一代中絶の権中納言に任じた。

四月二十三日、基綱は古川郷に薨じ、翌日母の墓所のある寺に土葬された。五月二日に訃が京都に到った。 「卅余

年知己、 思々々」とある(以上実隆)。鷲尾隆康は簡潔に「今日姉小路新中納言基綱卿於斐太国死去、 於哥道無内外有相通之事、不存繊芥、 数年生別、 惻々之情、 不堪愁歎、剰帰泉、 何時可得再会哉 当時哥人也、 無常可

ヘリ」(二水記)という。こちらはより冷静な人物評といえようか。

五月二十三日、 実隆はもう唱和を返してくることのない友人のために、 挽歌十五首を手向けている。 「再昌」 から

く有様で

乱世の公卿の

都には一間の茅舎にても

引用する。

言の葉の色につけても霜雪の松のこ、ろをいく度か見し(四七○)

たぐひなきなみをぞき、し玉拾ふその世はいまだ若のうら人(四七一)

都にものぼらましかば位山ふりにし跡のかひもありなん(四七二)

に寛正勅撰の寄人となった名誉をいう。その勅撰和歌集は遂に完成されることはなかったけれど、基綱の一生を規定 四七〇は「子曰、歳寒後知松柏之後彫也」(論語・子罕篇)という本文により、その節義の高さを、四七一は若き日

堂上に返り咲いて活躍したという、稀有な例を遺したというべきであろう。朝廷と幕府の双方に奉公すること、 基綱の生涯は苦難の多いものであり、とくに晩年は痛ましいが、それでも一旦は地方の領主と化した公家が、 するものであった。

衆が否応なく巻き込まれたことであり、基綱の生き方はいずれの点でもその時代の相をよく示している。 で廷臣と領主の二面を分担すること、国人を支配下に置き守護の圧力に抗して所領を保つこと、いずれも当時の公家

あるが、三木氏はその家名を乗っ取り、 さて基綱の名声は、飛驒国でも長く語り継がれた。天文年中に、飛驒国司は次々に三木氏に滅ぼされてしまうので 初めて飛驒国を統一した自綱は「姉小路中納言」を自称した。江戸後期の国

学者田中大秀は基綱の影供歌会を行って顕彰し、今なお飛驒文学の祖として敬慕されているのである。(45)

雲の上の事をもこ、にき、かはしわれすめばとぞ思ひあがれる

、飛州黄門百首集、文亀元年百首・九八)

- (1)『和歌聞書^{褒教卿説}』上に「一、基綱卿^{勲が略}哥風躰よく上手にて有し也」とある。後水尾院の『聴賀喜』には「当代歌の手本と すべきは逍遥院也、(中略)基綱卿なども逍遥院には及ばず」と、実隆と比較しての評価が見られる。
- **一中世百首歌** 家集・詠草については、伊藤敬氏「室町後期歌書誌―実隆・基綱・済継・統秋・宗祇・道堅」(苫小牧工業高等専門学校紀要 昭4・3)が指針となる。『卑懐集』『基綱卿詠』は私家集大成Ⅳに、また『飛州黄門百首集』は井上宗雄氏・中村文氏編 九」(古典文庫55 平6・10)に所収。
- (3) 『中世歌壇史の研究 書院 昭2:12)。 室町前期』(改訂新版 風間書房 昭59・6)および『中世歌壇史の研究 室町後期」(改訂新版 明治
- (4)姉小路家と飛驒国の係わりについては主に以下の研究を参照した。岡村利平氏『飛驒編年史要』(住伊書店 も主要な伝記資料を掲げ、また基綱の著作をも載せており便利である。 史考 中世編』(桂書房 飛両国通史』(岐阜県教育会編、大13・1)、多賀秋五郎氏『飛驒史の研究』(濃飛文化研究会 昭16・12)、岡村守彦氏『飛驒 昭3・9)。 『飛驒史の研究』には基綱の略年譜も備わる。また『古川町史 史料編一』(昭5・9)
- (5)東京大学史料編纂所編『実隆公記紙背文書索引』(平5・11)による。そのほか三条西家旧蔵本にはまだ知られていない基綱 書状が相当数含まれる。
- (6) 拙著『南北朝の宮廷誌』(臨川書店 平15・2)。
- (7)鎌倉幕府滅亡後、関東祗候廷臣はそのまま室町幕府将軍に仕えた。貞和元年(一三四五)八月二十九日の天龍寺供養で、足 領考」(石井進氏編『中世の人と政治』吉川弘文館 現れないが、同四年九月十九日、方違行幸供奉人に「基氏朝臣」がいる(園太暦)。これは家綱の本名である。基賢と基氏は同 利尊氏に従って布施取を勤めた殿上人のうちに「姉小路侍従基賢」の名が見えている(園太暦・太平記)。その後基賢は史料に 人ではないか。百瀬今朝雄氏「将軍と廷臣」(『週刊朝日百科 日本の歴史14』朝日新聞社 昭63・7)参照。 昭61・7)、筧雅博氏「続・関東御
- (8)師守記、貞治二年(一三六三)十二月二十七日条に、不出仕により現任を停止された近衛中少将のうちに左中将藤原家綱が たものと推定される。 る。また同じく解官された者に左少将藤原頼時がいる。これは家綱の弟と考えられる。この頃に兄弟は飛驒国に下向してい
- (9)小島郷一帯の歴史は明らかではないが、姉小路家が鎌倉時代から地頭職を有していた関東御領の可能性が高い。ところで、

三条公忠の弟で「尾張中将」と呼ばれた公兼は一族実古の尾張の旧領を相続し、その地に住んでいた。実古は前代からの関 上京して室町幕府に奉仕する義務を負った(後愚昧記、 祗候廷臣であり、 その旧領は幕府を本所に仰ぐ関東御領であり、 貞治六年十二月二十四日条)。この公兼のケースは同時代の姉小路家を 実古から譲られたのも地頭職であった。このため公兼は時に

吉川弘文館 中野達平氏「南北朝初期における伊勢国司北畠氏」(國學院雑誌75―12 平16・8)参照 昭 49 · 12)、 藤田達生編 『伊勢国司北畠氏の研 究

考えるのに参考となろう。

- 11 石野弥栄氏「南北朝・室町期の伊予西園寺氏―公家大名成立の前提」(國學院雑誌88 10 昭 62 10
- 12 一門の名称と家名との関係については、 村井章介氏「綾小路三位と綾小路前宰相」(文学4―6 平 15 · 11
- 討されたのは師言であり、また近世軍記類が伝えるような規模では無かったのである。ただこの事件によって小島殿と古川殿 家綱も幕府に反逆しながら、後に北朝で参議になった)。応永十八年飛驒で騒動が起こったのは確かであるが、幕府によって追 して尊重すべきである。尹綱は少将で出家しており、永享七年の時点で「宰相入道」と称されるのは小島師言しかいない あるいは「頼纜」なる人物がいたことは確認されていない。通説は古川尹綱に比定するが、永享七年八月の広瀬徳静目安案 滅んだという(続太平記。 (広瀬神社蔵。『古川町史 いわゆる応永飛驒の乱。 この時「国司参議藤原尹纜」は後南朝の命を受けて反幕の兵を挙げたが、追討されて城兵もろとも 飛驒国軍乱記は「頼纜」)。有名な事件であるが、信を置くべき史料に乏しい。そもそも当時 史料編一』による)に「去応永十八年姉小路宰相入道御退治之時」と見えるのを同時代人の証言と
- 云々」とある。 兼宣公記、応永二十四年正月七日条に昌家が従五位上に叙されたことが見え、 「尹家者、 「尹家者、 飛驒国師親類、 前管領武衛禅門扶持(斯波義教)

、地位が逆転したことは十分考えられる。

- 師郷記、永享十一年十一月三日条。 看聞日記、 嘉吉元年正月十日条。 建内記、 同年七月二 一日条。
- (16)その歌壇活動については中川博夫氏・小川「宗尊親王年譜」(言語文化研究 (徳島大学総合科学部) 1 平 6
- 渡辺久衛蔵某年九月十一日姉小路基網書状。『古川町史 史料編一』による。
- 群書類従巻第三七。 〔江戸後期〕写本(架番号、正・二五・三四五)を知り得たが、いずれも類従本との異同は殆どない。 在名神社蔵本が『古川町史 史料編一』に翻刻。伝本は少なく、 新たに東京大学史料編纂所蔵正親町家
- 19 稲田利徳氏「「室町殿伊勢参宮記」の作者の特定」(中世文学研究24 平10・8)参照

- 20 注4前揭岡村氏著書、一〇二~三頁
- 21 雅有まで溯る。 雅縁に『室町殿行幸記』『鹿苑院殿をいためる辞』、 雅世に 「後小松天皇御凶事記」 がある。 仮名文の執筆の伝統は鎌倉期の
- 22 『亜槐集』四五四・六一二・一〇一九。【飛州黄門百首集】文明二年二月百首。
- (23)「小島の口ずさみ―南北朝動乱を旅する」(国文学解釈と鑑賞(平元・12)。

(24)米原正義氏『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社

昭51・10) 三四頁

- 25 注6前掲拙著参照
- <u>26</u> 一条兼良の【筆のすさび】(文明四年識語)にも同様の述懐がある。
- 27 | 尋尊、文明三年閏八月九日条。南帝擁立の構想は前年から具体化していた。森茂暁氏『闇の歴史、後南朝』(角川書店、
- (28)文明三年八月十九日斎藤越前守妙椿書(濃州岐阜町・高橋善太郎蔵)。原本は失われたが、影印が『国華余芳』に収められる。 9・7) 二三三~二四一頁、桜井英治氏【室町人の精神】(日本の歴史12 講談社 平13・10) 三二〇頁。
- (2)) 文明十八年五月十三日付足利義政御内書(『小笠原家文書』)。

31

- 30 兼顕、文明十年八月十一日条。通秀、同十八年二月三日条。 宮内庁書陵部蔵吉田兼右筆二十一代集(五一〇・一三)奥書。宮内庁書陵部蔵新古今集(存下冊、五〇一・四四二)奥書。
- (32)宮廷行事としての法華八講の意義については、三島暁子氏「室町時代宮中御八講の開催とその記録―真名記と仮名記」(武蔵 文化論叢2 平14・3)、「南北朝、室町時代の追善儀礼に見る公武関係」(同3 平15・3)参照。
- (33)武井和人氏・矢野環氏「『習見聴諺集』攷―その書誌と伝来」(埼玉大学紀要(教養学部)38―1 平 14 · 9
- (3)書写奥書には左の如くある(武井和人氏に提供いただいた写真による)。 永禄元年代三月十二日写之、姉小路紫寶章、手蹟之本

東院家在之、借失歟之由故兼継大僧正殿物語給、

間、写留者也、是者延徳 御施行之記也云々、秘:彼室之抄物等校合之刻見出之由被申、従修南院直許之

御施行之記也云々、秘蔵々々、

35 なやの事、諸家への勅問ありけるにも、後成恩寺禅閣など子細なきやうに申されけるとなむ」という一文が続く。基綱が後日 写本によっては、この引用の後に「去長禄のたび、称光院三十三回の御仏事に、宸筆にあらざる御八講をこなはるべきやい

平

を合理化するために、後花園院の勅問と兼良の意見をよりどころとしたものである。 度任彼時御沙汰被行之了、蓋以為初例」とあるのに照応する。実際は費用に欠いたためなのであるが、宸筆経を用いない異例 講可被修否事有勅問、 に補入したものであろう。『御八講次第』(尭胤法親王の記)に「但旧院御治天長禄 後成恩寺禅閤等不可有子細哉之由被申云々、御次第著座御点等粗治定之處、 年 当称光院三十三回聖忌、非宸筆之八 有惣用遅怠事不被行之、今

- (36) この点、注6前掲拙著、二一八頁参照
- (37) 佐藤道子氏「法華八講会―成立のことなど」(文学58―2 平元・2) 参照。
- 年(一三四三)二月、正親町三条実継は、故転法輪三条実重は御願供養の名香裹の故実を「文永震筆御八講絵」によって知っ 【後嵯峨院宸筆御八講之記】(群書類従巻第四二八) は、失われた「後嵯峨院文永宸筆御八講似絵」の詞である。また康永二
- (3)この「禁裏八講図屛風」のことは高岸輝氏『室町王権と絵画―初期土佐派研究』 に触れられる。 (京都大学学術出版会、 平16・2) 一八〇頁
- (4) この八講の企画については注32前掲三島氏論攷に詳しい。

たと記している(自然抄)。

- (41)伊藤敬氏「「仮名教訓」考―室町時代女流文学にからめて」 (中世文学16 昭46・5)
- あるが内容は信用できるものである。『古川町史』史料編一』等にも収められるが、今回新たに実隆の書状とあわせて翻刻した (附録参照)。 国立国会図書館蔵『古簡雑纂』巻第十所収。本奥書に「延宝戊午歳以山本春正家蔵本写之 洛陽新謄本」とある。転写では
- (33)後に田中大秀は門人をして基綱・済継らの墓を探索せしめたが、遂に発見できなかった(高山市郷土館蔵天保七年四月二十 六日日比野甚左衛門宛書状)。現在も墓所は不明である。
- (4) 注4前掲岡村氏著書、二二〇~二二五頁。
- **『桂園愚集』。大野政雄氏「姉小路両卿追慕(上)(下)」(掲載誌未詳、** 高山市郷土館蔵角竹郷土史料文庫の内、

【附記】

して深謝申し上げる。

究」(課題番号一四五一○四七九)の成果の一部である。成稿にあたっては、井上宗雄氏・武井和人氏より種々御教示を戴いた。記 本稿は学術振興会科学研究費補助金、基盤研究(C)(2)「中世朝廷の儀式・饗宴を描いた日記・絵巻の製作と享受に関する研

○文亀元年九月十五日三条西実隆書状写

るしはかりに申候、 持病又指出候て、 松寿院御下向之由承候間、 諸篇むさく〜と候間、 京都事、 是程の好便も候ましき、 定而彼御下向委細可達高聴候哉、 乍思置日候へは、 旁心静調書状、 俄愚状とて被催之間、 去月廿九日風水、 条々可申心中候處、 当国如何と無心元存候、来十八日御 中~一筆者かひなく候へとも、 近日取乱子細等連続候うへに、

比興之事とも中く 閣筆候也、 恐々謹言、 懺法講之沙汰、

毎事取乱候、

先年は御指貫を申請候し物をと申出候、

わりなく新調させ候、

身にとりての大営過賢察

九月十五日

姉

邓小路殿

○文亀元年十一月五日姉小路基綱書状写

今度両通尊書再三拝見、 消鬱散蒙恐悦千万々々、 抑百首瓦礫高覧種々御褒美、 朽木忽生玉樹光之思候、 唯 首にても

可賜御点之芳墨之条念願候、 、亮陰之一朞無程馳過候、(後土御門天皇、明応九年十月十一日崩) 済継朝臣猶可申入候

旧淚于今不滞留、

一場昨夢猶不消枕頭候、

数年接辰遊之末席、

咫尺天顔候しおりく

の

定共、 自他之上に忘られぬ思出のふしとも取あつめ、 悩老情候、罷下候時節、 被下御扇、 御製を添られ候し、 去々

勅年臘月事候へは、去年之隔のみにて、 源氏之南浦の旧事今更なり、 かたしけなさも御なこりもせんかたなく候、心中高察も候へければ、 た、昨日けふのやうに存候、 捧持毎日拝余香とかや、菅家西海之金玉、光 中々千言万答

黙の中に供して筆を閣候

、大礼事、年中不定之由、大略方々より被申候、有無如何々々、愚老前朝之御代始侍左仗之陣、官司行幸等供奉事、、大礼事、年中不定之由、大略方々より被申候、有無如何々々、愚老前朝之御代始侍左仗之陣、官司行幸等 これも今のやうに被存出候、挂甲弓箭之勇威なきうへ、鶉衣鳩杖の衰翁と成はて候へば、 思出か候へきに、 田舎草扃之老生涯、 人跡まれなる雪中につく~~と案しつ、け候へは、 帝都のうちにてさへ何の かへらぬむかし、 すみな

れし都共に忍てたへぬ恋しさには、髪茎の雪もまことに三千丈に及へく候

事にては候はす候、勧局にも心に入させ候之よし申候ほとに、かしこまり入候よし申入候愚書をまいらせ候事にて『勧修専権子》 みも一しほの迷を添候、済継心はかりは等閑候はし、 あこ新参事、既遂其節候、祝着千万候、末とをく奉公の冥加候へと朝暮祈念耳候、(済子) 彼朝臣又御扶持の事にて候へは、 海山を隔て思ひやり候心のや かたく、たよりなく存べき

候、いつしか朝恩に浴候よし承候、面白祝着にて候、(ffカ)

、懇望一事既今春内々被達(中納言昇進)

叡聞、

女房奉書等内々仰、

殊忝畏入候、

其後連々愁吟、

于今停滞、

尤歎存候、

所詮以

上洛奉公之時節、

可為

勅許之期之様に連々申下候、此儀於今者難治之次第候、父子在京事、去々年動乱之最中、

かに露命のきゆるを限に知行之地にたとり着候、 万端之一事とて、 かくて堪忍不可叶候際、 既臘底の寒中に八旬之老母、其外児女子の類一室内悉召具候て、 其日数及廿日候、さ候へは、 両年の間にては旧賽も不事終候、済 まめ

仕候し分も候はねとも、又た、なる時節には似す候、 継兄弟当年上下往反候て、上洛仕候、其煩費過分之事候、亡父卅三回、亡母一回なにくれとはか〳〵しき作善なと継兄弟当年上下往反候て、上洛仕候、其煩費過分之事候、〔[ફ*) か、るくたく〜しき私事、堅固内々のわひ物語を申様に候

の体も、 をは民間を責状しても自然構出事候とも、都には一間の茅舎にても借用新造共不可事行候、奴僕不可召置候へは、(ほか) 龍田の白浪も夜臥之床を侵し、都にしけき緑林も朝退の袋をうか、ひ候へきノ条、たなこ、ろの中に、 窮迫在国の根元はか、る事の外に無別事候、 只今日の体の外は居所の間数も、 家僮両人の外は行粧の加増も今明年の間には曾以不存寄候、 今分はきと上洛仕候へき料簡思案に不及候、 縦行路の資はかり 息女事も一 済継か在京

らぬ心中にて候 事已上朝恩の外にはたのみまいらする所も候はす候、た、まいらせをき候を忠儀と存候段はまきれなく候へとも、 0 候、千万可有芳免候、 け候やうに申も御沙汰候はぬと、分際もなき不肖の身をは忘候て、憑申候所のゆつるかたなきまゝ、 めて事の外なる老屈にて候し、なとやか様の事よも一事も虚言とは被思召候にて候へは、 る所労も去年当年に一両度まて、事の外によはりはて候、京に候し時も御覧しをよはれ候らん、起居動静よりはし は毎人申ふり候ことくさにて候へ共、愚拙体は其事と候はぬ病気ともに晴やるひまも候はぬ心中にて候に、 をも朝夕にそ、きはく、み度存候事に候、老心を尽候事にて候、凡残命あすを期候はぬとは、 をしたて、なにを一かたの助成扶持とは候はすとも、 事をも励嗜候て、 今一度天顔をも拝し慶をも奏し、 | 愁眉開候時節来候は、、日頃にかはる心もいよ~~いさみたち候は、、又いかさまにも上洛 耳目の外に思はなたれぬ道にて候へは、 旧友達にも再会申候て可散蒙鬱候事、 存日の中に一日其名をか まめやかにことふうな いかなるちのはの露 五十 六十 知命耳順の前後より 恨事をも申て 取分た

候へは、万端祝詞併期来春令省略候、 とも候し、乱前之事耳目に触たる人さへ今はまれにそ候覧、 かはるへからす候由存候、 彼家には累代装束司之号、 誠恐謹言 礼服笏添進候は木色贋本又違象牙候、広狭長短、 相違候哉、 何事にも~~都のみ恋しく存候、書不尽言、々不尽心 笏、 平緒、 唐鞍之具、 礼服なとも諸家不類候旧物 深草右府所持候にいたく (天炊御門信量)

兼約申候御笏、

以位山名木作を進候、

十一月五日

基綱